

I. 一胎仔犬登録に関する注意事項

1. 一胎仔犬登録の場合は必ず両親犬ともに当協会に登録してあることが必要ですから、もし、両親犬の何れかが未登録の場合は、同時に登録申請をお願いします。
2. 犬舎名（ケネルネーム）は必ず登録しなければなりませんから、未登録でしたら同時に登録願います。
3. 交配証明書、耳番号証明書は、必ず添付して下さい。（本部又はJSV各支部に備え付けの複写式のものを使用下さい）
4. 出産後3ヶ月以内に登録申請することが必要です。この期間が過ぎますと、単独犬登録料金となります。
5. 一胎仔犬は登録申請当時現存している仔犬は全部登録しなければなりません。

II. 記 載 上 の 注 意

1. 両親犬欄は、正確に記入して下さい。特に、登録番号、選定犬であるか否かなどは、よく調べて誤りのない様に願います。
2. 犬舎名（ケネルネーム）は繁殖者のものを記入し犬舎登録番号をお忘れなく。（仔犬名欄には記入しないで下さい）
3. 繁殖者の住所及び氏名には必ず振り仮名をつけて下さい。
4. 交配日及び出産日は、交配証明書のものとは相違ないか、もう一度確認して下さい。交配後大体60日前後で生まれます。
5. 説明欄は、下記記載事例をよく御覧になって間違いのないように願います。
6. 仔犬名は、必ず頭文字をそろえて下さい。牡と牝をハッキリ区別して下さい。
不適當と思われる名前がある時は、登録部で変更することがありますから予め御諒承願います。
※犬名は本部におまかせ下さればなお結構です。
7. 性別欄は牡を先に牝を後に書いて下さい。
8. 毛色はなるべく詳細に記入して下さい。
9. 譲渡先が決定していたら御記入下さい。（その場合非会員は一頭に付き手数料2,000円ですが、同時入会は不要です）
この場合住所氏名に振り仮名をつけて下さい。上記の I 及び II の各注意事項の一つでも不備ですと照会などのため血統書の発行が遅延いたしますから是非正確に記入して下さい。